

県立学校長殿

岡山県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う  
学校における対応について

令和5年4月28日付け教政教115号で通知された衛生管理マニュアルの改定を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策を見直します。令和5年5月8日からは次のことに留意し、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、適切に御対応ください。

記

1 平時から求められる感染症対策について

(1) 健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう児童生徒の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得ること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はない。

- ・毎日の検温や健康観察表の提出等は不要であるが、ICTの活用等により児童生徒の健康状態を継続的に把握する。

(2) 換気の確保

- ・換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策となるため、衛生管理マニュアルP. 3～5を参照し対応すること。

(3) 手洗い等の手指衛生

- ・登校時や外から教室に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。

(4) 清掃・消毒

- ・清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要である。

(5) その他

- ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・給食（昼食）の場面においては、「黙食」の必要はない。

## 2 感染流行時における感染症対策について

### (1) マスクの着用

- ・感染流行時には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられる。その場合にも、マスクの着用を強いることのないようにすること。

### (2) 活動場面ごとの感染症対策

- ・衛生管理マニュアル P. 7～10 を参照のこと。

## 3 出席停止の取扱いについて

### (1) 学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく出席停止

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とし、新型コロナウイルス感染症においては、出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されない。

なお、出席停止期間の起算日は、保護者からの連絡により発症日を確認し、発症した翌日を 1 日目として判断すること。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

イ 濃厚接触者として特定は行われないうこととなり、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも、濃厚接触者に準じた取扱いはしない。

ウ 児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合は、原則、出席停止の措置は取らないが、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合には、校長の判断により、出席停止の措置を講じることができる。

(2) 感染が確認された児童生徒が出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、治癒証明及び陰性証明は求めない。

(3) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

ア 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

イ 医療的ケア児や基礎疾患児（基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等）について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないとして学校が判断する場合

#### 4 臨時休業の取扱いについて

児童生徒や教職員の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業の要否等について判断する。なお、臨時休業の措置と期間については、学校医と相談して決定する。

また、臨時休業を決定した場合には、別添「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業連絡票」により県保健体育課に報告すること。

※臨時休業の報告等については、関係部局と調整中のため、今後変更する可能性がある。

#### 5 部活動の大会等の参加について

大会等への参加に当たっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等を遵守すること。

臨時休業を行っている範囲の生徒の部活動の大会等への参加については、季節性インフルエンザ等の感染症で、臨時休業を行っている際の対応と同様に考えること。

なお、次の通知は廃止する。

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る学級閉鎖等期間中における部活動の大会等への参加について」（令和4年4月28日付け、事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等の部活動の大会等への参加について」（令和4年8月23日付け、教保学第54号）

#### 6 その他

- (1) マスクの考え方については、県教育委員会ホームページに掲載しているので、参考にすること。

<https://www.pref.okayama.jp/site/16/847220.html>

- (2) 児童生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること。
- (3) 臨時休業の要否や期間、出席停止の取扱い等、判断に迷う場合は、県保健体育課に相談すること。

##### 【本件問合せ先】

保健体育課健康・安全教育班	電話(086)226-7591 (上記3 (3)、5以外について)
義務教育課指導班	電話(086)226-7584 (上記3 (3)について)
高校教育課指導班	電話(086)226-7585 (上記3 (3)について)
特別支援教育課指導班	電話(086)226-7912 (上記3 (3)について)
保健体育課学校体育班	電話(086)226-7592 (上記5について)
生涯学習課企画推進班	電話(086)226-7596 (上記5について)